

野外でのごみの焼却(野焼き)は... 法律で 禁止 されています！

「ドラム缶」「ブロック積」「穴を掘っての焼却」は、野焼きと同じです。

周辺の住民の方に迷惑をかけますのでやめましょう！

野焼きについて

環境課 環境係

☎0288-21-5152

ごみの処理について

環境課 廃棄物対策係・廃棄物施設係

☎0288-21-5138



「野焼きの禁止」とは



家庭ごみを含め廃棄物の野外焼却(野焼き)は、煙・悪臭による近所迷惑の他、ダイオキシン類や有害物質の発生、そして火災の原因にもなるため「廃棄物処理法」では例外を除き禁止されています(法第16条の2)。

これに違反すると「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられます(法第25条第1項第15号)。

法律では下の「**軽微な焼却**」は例外としていますが、周辺の住民からの苦情などが起こる場合には、直ちに中止してください。

▼軽微な焼却とは

①風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例：正月のしめ縄・門松を焚く行事、塔婆の供養焼却など

②農業・林業または漁業を営むためにやむを得ず行う廃棄物の焼却

例：稲わらの焼却、あぜ草および下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却

③焚き火その他日常生活の焼却であっても軽微なもの

例：落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤーなど

④国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却

例：河川敷・道路側の草焼きなど

⑤震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防・応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

例：災害等応急対策・火災予防訓練など

注意

消防署への「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出」は、火災予防上、焼却行為を事前に確認するために届け出をするもので、「廃棄物処理法」の焼却行為の許可を得たことにはなりません。

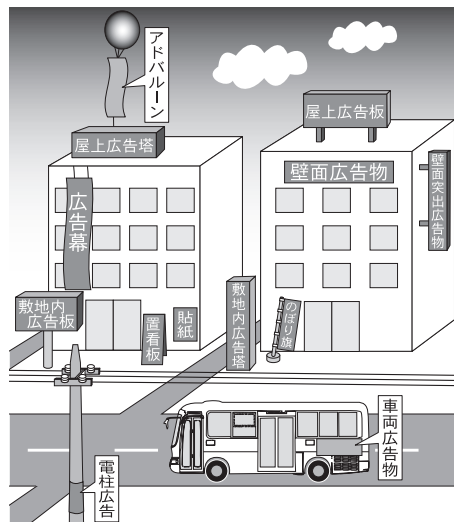
ごみは野焼きせずに、市の指定する「ごみの分け方・出し方」に沿って処理しましょう！ ごみの出し方は市ホームページを参照ください。



▲市ホームページ
QRコード

※風致…自然の風景などの持つ趣や味わい

そこで市は、屋外広告物法に基づき日光市屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成や風致（※）の維持、公衆への危害防止のため、市内を「禁止地域」「許可地域」「景観保全型広告整備地区」の3つに分け、自家用広告物、案内誘導板の基準を設けています。



図：屋外広告物のイメージ

■日光市屋外広告物条例

看板、ネオンサイン、はり紙などの屋外広告物は、私たちにさまざまな情報を提供し、街に活気を与えてくれるものです。しかし、それらが、無秩序に表示されると街並みや自然の美しさを損なう恐れがあります。また、管理がおろそかになると落下などにより人に危害を及ぼす恐れもあります。

■屋外広告物とは

私たちの身の回りで屋外に表示されている看板やポスターなどが屋外広告物です。常時、または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、営利目的でなくとも屋外広告物になります。

■屋外広告物の適正な管理

屋外広告物は、風雨や強い日差しにさらされています。表面はきれいでも、内部が劣化し、落下や倒壊の危険が高まっている可能性があります。日常の管理と定期的な安全点検をお願いします。台風や地震の後などにも速やかに点検をしてください。

また、廃業などにより表示する必要がなくなった屋外広告物は、遅滞なく除却する必要があります。

屋外広告物の広告主・管理者の方は、適正な管理に努めてください。

屋外広告物のルール

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

くわしくは 都市計画課 都市計画係 ☎0288(2)5102

土のうステーションをご利用ください

☎0288-21-0186 消防本部 総務課

市は、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨による水害を踏まえ、市内20カ所に土のうステーションを設置しています。設置場所は今市地域に6カ所、日光地域に2カ所、藤原地域に7カ所、足尾地域に1カ所、栗山地域に4カ所です。詳しい場所などは、市ホームページをご覧ください（「日光市 土のうステーション」で検索）。

ステーションには、1台につき1袋約15kgの土のうが約60袋入っています。水害時に各家庭で自由に使用してください。なお、使用した土のうは、各家庭で保管をお願いします。

